

J A M 政策NEWS

2002年4月1日 第2002-37号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

今日から変わります!

改正育児介護休業法

昨年11月に成立した、改正育児介護休業法が本日より施行されます。JAMでは、第6回中央執行委員会で「改正育児・介護休業法に関する労使協定方針」が確認され、改正育児・介護休業法ガイドブックを作成中です。4月中旬頃に発行できる予定です。

<改正ポイント>

- ・育児介護休業の申し出や取得を理由とする不利益取り扱いの禁止
- ・育児・介護を行う労働者の時間外労働の制限
- ・勤務時間短縮等の措置の対象となる子の年齢の引き上げ
- ・子の看護休暇制度の導入（努力義務）
- ・育児介護を行う労働者の転勤に関する配慮

一部患者の医療費増

健康保険組合等が病院や診療所に支払っている診療報酬の引き下げに伴い、通院の再診料や病状が安定した長期入院の入院基本料が変更になります。

病状が安定し入院の必要性が低いとみなされた患者（いわゆる社会的入院）は入院180日を超えた日から、入院基本料の一部が自費となります。

厚生年金被保険者の年齢上限引き上げ

3月31日までは、65歳以降は在職・退職を問わず厚生年金から脱退し（被保険者にならない）収入にかかわらず年金を受け取ることができました。4月1日からは、65歳以上69歳の間も在職していれば厚生年金の被保険者となり、保険料を負担します。この場合の老齢厚生年金額は、賃金と年金の合計額に応じて調整されます。60歳前半の在職老齢年金制度とは調

整方法が異なり、これを60歳台後半の在職老齢年金制度といいます。

<すでに65歳以上70歳未満の在職者>
年金の支給調整はありませんが、65歳～69歳の間在職していれば、被保険者となり保険料を負担します。

<これから65歳になる在職者>
標準報酬月額と基本月額（老齢厚生年金額×1/12）に応じて年金が支給停止されます。
基本月額 + 標準報酬月額 37万円の場合
支給停止なし
基本月額 + 標準報酬月額 > 37万円の場合
支給停止額 = (基本月額 + 標準報酬月額 - 37万円) × 1/2

60歳	65歳	70歳
60歳前半の在職老齢年金	60歳後半の在職老齢年金	在職しても調整しない
	老齢基礎年金	

配偶者暴力（ドメスティック・イルズ）防止法

昨年10月に一部施行されましたが、4月1日より全面施行されます。全都道府県に配偶者暴力相談支援センターが開設され、被害者の相談、カウンセリング、一時保護等を行います。

ペイオフ解禁

金融機関が破綻したとき、これまで全額保障されていた預金の払戻額が元金1000万円とその利息までに制限されます。まず、定期預金や金融債が対象となり、2003年4月から普通預金にも実施されます。